

看護小規模多機能型居宅介護「ゆい」重要事項説明書

当事業所は」ご利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要、事業の目的や運営方針、提供されるサービスの内容等を次の通り説明します。

1. 事業所の概要

種類	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
事業所名	看護小規模多機能型居宅介護「ゆい」
所在地	福岡市早良区田村7丁目2番20号
電話・FAX 番号	092-407-2372 092-407-2370
管理者	永瀬 晶代
事業所番号	4091400483

2. 事業所の職員体制等

職名	資格	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	看護師	運営管理・事業内容調整	常勤（兼務）1名
介護支援専門員	介護福祉士 看護師	介護サービスの計画・調整 相談業務	常勤（兼務）2名
看護職	看護師	健康管理 看護業務・相談業務 看取りの支援 家族への介護指導	常勤3名 常勤兼務2名
介護従事者	介護福祉士 実務者研修 初任者研修	日常生活の介護・レクリエーション等 家族への介護支援	常勤6名以上
介護補助者		日常生活の介護・レクリエーション等 の介護職の補助業務	
調理・従業者		調理・清掃など	

3. 事業の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令並びに健康保険法令等に基づき、ご利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスに加え、医療ニーズのある方にも柔軟に対応できるようにサービスを組み合わせて支援します。

4. サービス提供地域及び利用者

●当事業所の通常の送迎地域：福岡市早良区・西区及び城南区

※ご利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、実費を頂く場合があります。

●利用者：要介護認定を受けている人（要支援者は対象外）

5. サービスの内容

●利用者定員

利用登録者定員数	29名
1日の定員（通い）	18名
1日の定員（泊まり）	8名

●サービス提供時間 営業日 365日 24時間対応体制

サービス種類	平日・土曜日・休祭日
日中（通いサービス）	6：00～21：00（9：00～18：00）
夜間（泊まりサービス）	21：00～9：00（18：00～9：00）
訪問サービス（介護・看護）	サービス計画に基づく訪問及び緊急時の訪問

6. 利用料金について

（1）介護保険利用の場合

●介護保険法に基づき算定した料金の負担割合証の割合に応じた額を徴収します。

基本利用料金（1割負担の場合）※地域区分加算（福岡市 5級地 1単位 10.55円）

要介護区分	単位／月	1割負担額／月
要介護1	12,447 単位	13,132 円
要介護2	17,415 単位	18,373 円
要介護3	24,481 単位	25,827 円
要介護4	27,766 単位	29,293 円
要介護5	31,408 単位	33,135 円

※月の途中からの利用の場合又は月の 2/3 以下の利用の場合は日割り計算となります。

●看護小規模多機能型短期利用居宅介護費

要介護区分	単位／日	1割負担額／日
要介護1	571 単位	602 円
要介護2	638 単位	673 円
要介護3	706 単位	745 円
要介護4	773 単位	816 円
要介護5	839 単位	885 円

※看護小規模多機能型短期利用は、利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要となった場合に利用することができます。通常、7日以内が限度と定められていますが、家族の入院等やむを得ない事情がある場合には14日以内の利用が認められています。

※利用料金は介護保険で定められた所定の額を算定します。また、宿泊費や食事代などの自己負担は当該事業所が定めた料金を利用日数に合わせて徴収します。

介護報酬に定められた各種加算のうち当事業所に該当する加算を算定します。

加算	単位数	1 割負担額
初期加算 サービス利用開始から 30 日間算定または 30 日を超える病院等への入院後に利用を再開した場合	30 単位／日	32 円
認知症加算（Ⅲ） 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、又はⅢに該当する者）に対して、サービスを行った場合	760 単位／月	802 円
認知症加算（Ⅳ） 要介護状態区分が要介護 2 である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）に対して、サービスを行った場合	460 単位／月	485 円
認知症行動・心理症状緊急体制対応加算 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合（7 日間を限度）	200 単位／日	211 円
退院時共同指導加算 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った場合	600 単位／回	633 円
若年性認知症利用者受入れ加算 受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め当該利用者の特性、ニーズに応じたサービスを行った場合	800 単位／月	844 円
緊急時対応加算 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る）	774 単位／回	817 円
特別管理加算（Ⅰ）＜特別な管理を必要とする状態＞ ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	500 単位／月	528 円
特別管理加算（Ⅱ）＜特別な管理を必要とする状態＞ ・在宅酸素・血液透析・自己導尿などの管理が必要な状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設定している状態	250 単位／月	264 円

・真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を週3日以上行う時		
ターミナルケア加算 在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2500 単位 (死亡月)	2638 円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 心身の状況や家族を取り巻く環境の変化に適切に対応し計画の見直しを行う。地域との交流を図っている場合	1200 単位／月	1266 円
訪問体制強化加算 事業所の訪問延べ回数がひと月に200回以上	1000 単位／月	1055 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 入所者等の褥瘡発生を予防する取り組みを評価するもの。褥瘡管理マニュアルを整備し褥瘡ケア計画の作成、褥瘡管理の実施と記録、3月に1回褥瘡ケア計画の見直しを行う	3 単位／月	4 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生がないこと。	13 単位／月	14 円
科学的介護推進体制加算 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し計画を見直す等サービス提供に当たってその情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	40 単位／月	42 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） サービスの質が一定以上保たれた事業所を評価。介護福祉士の資格者、常勤職員、勤続年数が3年以上の者等が一定以上雇用されていること	350 単位／月	369 円
看護体制強化加算（Ⅰ） 医療ニーズの高い利用者へのサービス体制を強化した場合に算定（※厚生労働大臣が定める基準に適合する場合）	3000 単位／月	3165 円
看護体制強化加算（Ⅱ） 医療ニーズの高い利用者へのサービス体制を強化した場合に算定（※厚生労働大臣が定める基準Ⅰ(1)～(3)に適合する場合）	2500 単位／月	2638 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催、見守り機器等のテクノロ	10 単位／月	11 円

ジーを1つ以上導入しており、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと		
介護職員処遇改善加算（Ⅱロ） 介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算	1月の総単位数 17.4%	

令和8年4月1日現在

（2）その他事業者が定める保険外の利用料金

- 下記のサービスは利用に応じ全額自己負担となります。

項目	金額/回
食事代（朝・昼・夕）1食につき	500 円
おやつ代	50 円
宿泊代 1日につき	3,000 円
洗濯代 1回につき	200 円
おむつ代	実費
レクリエーション等に要した材料代	実費

（3）交通費

通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域については徴収しません。

サービス提供地域以外については実費相当額を徴収します。

上記のサービス料金について説明を受けました。

7. 介護保険の給付対象となるサービスについて

以下のサービスについては、介護保険上で定められた利用料金は負担割合証に応じた額が利用者負担となります。（ア）～（エ）のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者の病状や心身の状態、介護の状況を適切にアセスメントし、協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成して提供します。

《サービスの概要》

（ア）通いサービス

血圧や、体温測定等の健康チェック、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練、医師の指示による医療的ケア、花見等季節ごとの外出、利用者のニーズに合わせた個別ケアを提供します。自宅から事業所までの送迎も行います。（車イス対応の送迎者もあります。）

(イ) 訪問サービス

ご利用者の自宅にお伺いし、食事や排せつ等の世話や掃除、買い物など日常生活に必要な介護支援サービス、医師の指示による点滴等の医療処置や健康指導などが必要な場合は看護師が訪問して支援を行います。

(ウ) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練、家族の休息のための支援、看取りの支援を行います。

(エ) 看護小規模多機能型短期利用サービス

当事業所の利用者以外の方でそれぞれの担当のケアマネージャーからの相談を受け、利用が可能な場合、当該短期利用サービスを提供します。利用にあたっては、利用される方の身体状況等の情報をご利用者の同意を得てケアマネージャーから提供を受け、密に連携してサービスを提供します。

8. 利用料金のお支払方法

サービスを提供する際には、事前にご利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご利用者又はその家族の同意を得ることとします。

サービス提供月の翌月の初めに請求書を発行します。

利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いただきますようお願いいたします。

①現金払い（請求書をお持ちしますので月末までにお支払ください。）

②金融機関からの自動引き落とし

毎月 20 日に申し込まれた口座より引き落としになります。（手数料は事業者負担）

③銀行振り込み

当該事業所の指定口座に振り込みください。指定口座は別紙配布します。（手数料は利用者負担）

9. サービス利用の中止、変更

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更を希望される場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者にお申し出ください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議させていただきます。

10. 運営推進会議の設置

当事業所は、介護保険制度上、地域密着型サービスとして位置づけられており、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、有識者や地域住民の代表、ご利用者のご家族、関係する行政機関等にサービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、年に 6 回以上運営推進会議を設置し開催することが義務付けられています。

参加者	・ご利用者 ・ご利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市町村職員 ・地域包括支援センター職員 ・社会福祉協議会職員 ・看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催時期	おおよそ2か月に1回、年間6回開催します。
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1 1. 介護サービス情報の公表について

①「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では事業所自己評価と地域からの評価を行います。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧いただくこともできます。

②当該事業所は、サービス提供にあたり現時点では「福祉サービス第三者評価」を受けていません。

1 2. 緊急時、事故発生時等の対応

①サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに家族、かかりつけ医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡し、決められた手順に沿って対応します。

②当該事業所は、介護保険法並びに「24時間対応体制加算」を算定しています。

(承諾します ・ 必要なし)

医療機関等 (かかりつけ医)	医療機関名 住 所 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 住 所 連 絡 先
緊急連絡先 (不在時)	氏 名 住 所 連 絡 先

1 3. 災害時の対応

火災や震災などの災害に備えて、必要な設備を設け、防災、避難計画を作成し、定期的に防災避難訓練を実施しています。また、消防署等関係する機関との連携を常に図って対応します。連絡先、避難先は下記に記載しています。

●当該事業所の設備：スプリンクラーの設置、自動火災通報装置、にしけい（警備会社）消火器、非常灯、災害時に備える水や食品などの備蓄。

《関係する行政機関》

福岡市防災・危機管理課 (福岡市災害対策本部)	092-711-4056
早良区総務課(早良区災害対策本部)	092-833-4303
早良区役所入部出張所(早良区災害対策本部入部班)	092-804-2011
早良消防署(早良警備本部)	092-821-0245
早良警察署	092-847-0110

《事業所がり災した場合に避難先》

収容避難所	四箇田小学校	四箇田団地 56-1	092-811-6103
一時避難所	金武中学校	四箇 3-1-3	092-811-3974
地域指定避難場所	早良体育館	四箇 6-17-6	092-811-2180

14. 相談窓口、苦情対応

提供した看護小規模多機能型居宅介護に係るご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号	092-407-2372
	相談員(管理者)	永瀬 晶代
	対応時間	24 時間対応

(2) 公的機関においても、次の期間において苦情申出等ができます。

早良区介護保険相談窓口	早良区役所	福祉・介護保険課(介護サービス係) 電話 092-833-4355 対応時間 平日 月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
西区介護保険相談窓口	西区役所	福祉・介護保険課(介護サービス係) 電話 092-895-7066 対応時間 平日 月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
城南区介護保険相談窓口	城南区役所	福祉・介護保険課(介護サービス係) 電話 092-833-4105 対応時間 平日 月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
福岡県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7857 利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

15. 協力医療機関、バックアップ施設

(1) 当事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医療法人財団 華林会 村上華林堂病院	すえなが歯科クリニック
にのさかクリニック	

(2) 当事業所の利用者が、施設への入所が必要とする状態になった場合に備え、以下の施設と連携体制を整備しています。

特別養護老人ホーム マナハウス	
-----------------	--

《法人の概要》

法人の名称	株式会社 寿文
代表者名	印南 健一郎
所在地・電話	福岡市早良区田村7丁目22番20号 電話 092-407-2372
法人内事業所	訪問看護ステーション「ゆい」 事業所No. 4061190577

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所「ゆい」..... 印

説明者..... 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(ご利用者) 氏名..... 印

(ご利用者代理人) 氏名..... 印